

標 題：

パナマ籍GMDSS完全適用船に要求される
無線通信担当者の要件の改正について

NKテクニカル インフォメーション

No.: 1 6 2

Date: 平成7年6月1日

関係船主、造船所 各位

標記につきましてはNKテクニカルインフォメーション No.118(平成 5年 6月23日付)にてお知らせしましたが、この度パナマ政府から同要件の改正について下記の通り通知がありましたのでお知らせします。

関係船について必要に応じて、予め措置されるようご配慮下さい。

記

1. パナマ政府規定のGMDSS関係資格

- A. GMDSS Radio Operator - Restricted
- B. GMDSS Radio Operator - General
- C. GMDSS Radio Electronic - First Class
- D. GMDSS Radio Electronic - Second Class

2. 所要資格及び人数

(1) 機器の保守の方法で船上保守が選択されていない場合

上記 B. の資格証明書を所持する航海士 2名、又は、
上記 B., C. 又はD. の資格証明書を所持する専任通信士 1名

(2) 機器の保守の方法で船上保守が選択されている場合

上記 C. 又はD. の資格証明書を所持する専任通信士 1名と上記 B. の資格証明書を
所持する航海士 1名

尚、A1海域のみを航行する船舶では、航海士に要求される資格証明書は上記 A. に代
えることができる。

3. パナマ政府は 43ヶ国が発行する資格証明書を有効と認める。ただし、パナマ籍船に 乗船勤務する場合はそれ等の資格証明書をパナマ政府発行の資格証明書に書き換える 必要がある。

以 上